

## 令和4年 第1回栗原市農業委員会総会議事録

令和4年1月27日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和4年 第1回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第 5号 農用地利用配分計画について
- 日程第11 議案第 6号 非農地証明願について

### 1 出席委員 (23名)

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、     | 2番 佐藤 勝 委員、     |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、       | 4番 佐々木 弘 委員、    |
| 5番 遊佐 一成 委員、       | 6番 菅原 勝宏 委員、    |
| 7番 岩淵 敬一 委員、       | 8番 米山 嘉彦 委員、    |
| 9番 阿部 一信 委員、       | 10番 曾根 金雄 委員、   |
| 11番 三浦 正勝 委員、      | 12番 鈴木 和子 委員、   |
| 13番 芳賀 博秋 委員、      | 14番 尾形 陽一郎 委員、  |
| 15番 高橋 寛 委員、       | 17番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 18番 高橋 榮一 委員、      | 19番 岩渕 弘 委員、    |
| 20番 三浦 栄 委員、       | 21番 大沢 純香 委員、   |
| 22番 大場 裕之 委員、      |                 |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者、 |                 |
| 24番 鈴木 康則 会長       |                 |

2 欠席委員 ( 1名)

16番 狩野 善典 委員、

3 議事に参与した者

事務局長	二階堂	賢
事務局長補佐	小 山	雅 規
農地農政係 主 査	高 橋	潤
農地農政係 主 事	千 葉	和 哉
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

( 午後1時30分 開会)

**議長**

ご起立願います。

「ご苦労様です。」ご着席願います。

改めまして、今年もよろしくお願いいいたします。

現在、新型コロナウイルス、特にオミクロン株が猛威を振るい、感染者が急激に増加しておりますので、皆様にはコロナの感染対策を徹底され、健康に留意していただければと存じます。

**議長**

それでは、只今から、令和4年 第1回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

**議長**

ただいまの出席委員は、23名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

**議長**

欠席の通告があります。

議席番号16番 狩野 善典 委員から、所要のため欠席する旨の通告がございます。

**議長**

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

**議長**

なお、新型コロナウイルス感染症 予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

## 議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により

議席番号14番 尾形 陽一郎 委員、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員の両名を指名いたします。

## 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## 議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

## 事務局長

議案資料に基づき、令和4年1月4日から令和4年1月27日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和4年2月1日から令和4年2月24日までに予定している事務事業等について説明。

## 議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

## 議長

日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から14番までの14案件、第2区の番号15番から28番までの14案件、第3区の番号29番から32番までの4案件、合わせて32案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 5筆 6, 152㎡、  
番号2番は、築館地区の田 2筆 1, 661㎡、  
番号3番は、築館地区の田 2筆 2, 777㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の3案件、  
番号4番は、築館地区の田 2筆 3, 809㎡、売買のための基盤法による賃貸借権解約の1案件、  
番号5番と6番は関連案件で、築館地区の田 2筆 2, 306㎡、  
番号7番と8番は関連案件で、築館地区の田 1筆 6, 203㎡、いずれも、双方合意による農地中間管理事業による賃貸借権設定及び配分計画解約の4案件、  
番号9番は、一迫地区の田 1筆 3, 093㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、  
番号10番は、一迫地区の田 1筆 2, 630㎡、売買のための基盤法による賃貸借権解約の1案件、  
番号11番は、一迫地区の田 5筆 4, 930㎡、  
番号12番は、一迫地区の田 5筆 5, 872㎡、  
番号13番は、一迫地区の田 15筆 18, 444㎡、  
番号14番は、一迫地区の田 1筆 3, 963㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の4案件、  
第2区の番号15番は、若柳地区の畑 1筆 394㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、  
番号16番は、若柳地区の田 1筆 1, 451㎡、売買のための農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、  
番号17番は、若柳地区の田 9筆 20, 637㎡、売買のための基盤法による賃貸借権解約の1案件、  
番号18番は、若柳地区の田 39筆 38, 207㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件  
番号19番は、若柳地区の田 4筆 10, 952㎡、  
番号20番は、若柳地区の田 1筆 771㎡、  
番号21番は、若柳地区の田 8筆 5, 468㎡、  
番号22番は、若柳地区の田 6筆 10, 955㎡、  
番号23番は、若柳地区の田 2筆 3, 322㎡、  
番号24番は、若柳地区の田 9筆 31, 783㎡、いずれも、双方合意による農地中間管理事業による配分計画解約の6案件、  
番号25番は、金成地区の田 8筆 10, 643㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、  
番号26番は、金成地区の田 30筆 32, 811㎡、双方合意による農地中間管理事業による配分計画解約の1案件、

番号27番と28番は関連案件で、志波姫地区の田 1筆 776㎡、双方合意による農地中間管理事業による配分計画及び賃貸借権設定解約の2案件、

第3区の番号29番は、栗駒地区の田 5筆 8,113㎡、

番号30番は、栗駒地区の田 5筆 7,725㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の2案件、

番号31番は、栗駒地区の田 4筆 4,565㎡、新たな賃貸借権設定のための基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号32番は、栗駒地区の田 13筆 23,232㎡、及び畑 4筆 1,950㎡、合計 25,182㎡、双方合意による、農地中間管理事業による配分計画解約の1案件、

以上、32案件を説明報告。

### 議長

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

### 議長

日程第5、報告第2号、使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第3区の番号1番・2番の2案件について、事務局から報告いたします。

### 事務局

第3区の番号1番は、栗駒地区の田 21筆 27,159㎡、及び、畑 5筆 2,620㎡、合計 29,779㎡、新たな賃貸借権設定のための農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

番号2番は、栗駒地区の田 22筆 20,687㎡、及び畑 10筆 3,812㎡、合計 24,499㎡、贈与のための農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

以上、2案件を説明報告。

### 議長

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

### 議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第1区の番号7番の案件を審議いたします。

## 議長

議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後1時42分)(17番 佐々木 耕太郎 委員 退席)

## 議長

会議を再開します。(午後1時42分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号7番は、高清水地区の田 13筆 43, 249㎡、及び、畑 4筆 2, 482㎡、瀬峰地区の田 4筆 9, 120㎡、及び畑 2筆 11, 528.38㎡、合計 田 17筆 52, 369㎡、及び畑 6筆 14, 010.38㎡、総合計 66, 379.38㎡のうち、田 17筆 52, 369㎡、及び、畑 6筆 14, 009.37㎡、合計 66, 378.37㎡、経営継承のための使用貸借権設定で、残り1.01㎡については、農地法第4条の規定による許可申請が提出されており、事業内容については、後ほど説明する旨の1案件を説明。

## 議長

次に、去る1月21日、議席番号22番 大場 裕之 委員、農地利用最適化推進委員の曾根 茂 委員、及び 及川 正一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、22番 大場 裕之 委員から報告願います。

## 22番 大場 裕之 委員

議案第1号については、去る1月21日の金曜日に4名で、築館総合支所において、机上で書類審査を行いました。

番号1番の案件は、親子間による経営移譲案件なので、何ら問題がないものと判断いたしました。残り1.01㎡については、ただ今事務局から説明があったとおり、第4条の規定による許可申請が提出されているということで、後ほど報告いたしますが、それ以外については、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。  
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号の番号7番の案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

### 議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号7番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後1時44分)(17番 佐々木 耕太郎 委員、着席)

### 議長

会議を再開いたします。(午後1時45分)

次に、第1区の番号1番から6番までの6案件、及び番号8番から15番までの8案件、合わせて14案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 14筆 6, 804㎡、及び畑 4筆 2, 349㎡、合計 9, 153㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号2番は、築館地区の畑 2筆 1, 428㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号3番は、築館地区の畑 2筆 62㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号4番は、築館地区の田 4筆 13,162㎡、若柳地区の田 2筆 3,198㎡、及び志波姫地区の田 15筆 19,105㎡、畑 1筆 1,859㎡、合計 37,324㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号5番は、築館地区の田 1筆 753㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

番号6番は、高清水地区の田 9筆 27,917㎡、及び畑 4筆 4,583㎡、合計 32,500㎡、経営継承のための使用貸借権設定の1案件、

番号8番は、一迫地区の田 1筆 3,963㎡、

番号9番は、一迫地区の田 2筆 1,559㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号10番は、一迫地区の田 1筆 989㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

この案件は、市外居住者の取得になりますが、配偶者の実家が栗原市にあり、実家の農作業に毎週のように参加して、すでに市内において耕作管理の実績があるため、詳細説明は省略。

番号11番は、一迫地区の田 1筆 658㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号12番は、一迫地区の田 2筆 4,732㎡、

番号13番は、一迫地区の田 7筆 6,839㎡、

番号14番は、一迫地区の田 2筆 2,683㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の3案件、

番号15番は、一迫地区の田 2筆 2,483㎡、経営規模拡大のための使用貸借権設定の1案件、この案件は、市外居住者の取得になりますが、番号10番と借受人が同一人となっていることから、同様の理由により詳細説明は省略。

以上、14案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、22番 大場 裕之 委員から報告願います。

## 22番 大場 裕之 委員

議案第1号については、去る1月21日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

事務局の説明のとおりですが、番号1番から3番は、規模拡大や労力不足による売買と贈与になります。

番号4番は農業後継者への贈与となります。



番号5番は、経営規模拡大を目的とした賃貸借権設定。

番号6番は、経営継承による使用貸借権設定となります。

番号8番、9番は相手方の要望による売買の案件でございます。

番号10番は労力不足による売買で市外居住者による取得ですが、妻の実家であるということと耕作実績があるということで、詳細説明は省略の案件。

番号11番は、贈与に関する案件。

番号12番、13番、14番は、相手方の要望による賃貸借権設定の案件となります。

番号15番は、10番と同じ借受人となりますが、当面使用貸借権を設定して経営しながら維持管理していくという考え方でございます。

いずれの案件も特に問題がないものと確認、判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号16番から20番までの5案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号16番は、若柳地区の田 4筆 3,600㎡、

番号17番は、金成地区の田 19筆 17,381㎡、

番号18番は、金成地区の田 5筆 6,442㎡、

番号19番は、金成地区の田 8筆 10,634㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の4案件、

番号20番は、志波姫地区の田 1筆 370㎡、経営規模拡大のための所有権移転贈与の1案件、

以上、5案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、去る1月24日、議席番号12番 鈴木 和子 委員、農地利用最適化推進委員の佐々木 進 委員、及び 佐々木 貞一郎 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

### 佐々木 進 推進委員

議案第1号については、去る1月24日の月曜日に4名にて、机上で書類審査を行いました。

番号16番、17番、18番、19番につきましては、いずれも、譲渡人の労力不足のための賃貸借権設定の4案件であります。

20番につきましては、譲受人の経営規模拡大をするための所有権移転贈与の案件でございます。

以上、5案件の許可申請については、いずれも、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号21番から23番までの3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号21番は、栗駒地区の田 6筆 25, 110㎡、及び、畑 4筆 1, 993㎡、合計 27, 103㎡、

番号22番は、栗駒地区の田 22筆 20, 687㎡、及び畑 10筆 3, 812㎡、合計 24, 499㎡、

番号23番は、鶯沢地区の田 10筆 14, 783㎡、及び、畑 2筆 399㎡、合計 15, 182㎡、いずれも、経営継承のための所有権移転贈与の3案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

### 議長

次に、去る1月24日、議席番号6番 菅原 勝宏 委員、農地利用最適化推進委員の安藤 康太 委員、及び 山田 善太郎 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、安藤 康太 推進委員から報告願います。

### 安藤 康太 推進委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、去る1月24日の月曜日に4名にて、書類審査を行いました。

番号21番から23番の3案件の詳細については、先ほど事務局から説明があったとおりですが、3案件とも経営継承による農業後継者へ贈与するための所有権移転贈与となっております。許可に当たっては審査基準である、全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、3案件についてのご審議の程、よろしく願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号の、番号1番から6番までの6案件、及び番号8番から23番までの16案件、合わせて22案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

### 議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から6番までの6案件及び、番号8番から23番までの16案件、合わせて22案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 議長

日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番の案件を審議いたします。

議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後1時55分)(17番 佐々木 耕太郎 委員 退席)

## 議長

会議を再開いたします。(午後1時55分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の畑 1筆 9,862㎡のうち、1,01㎡を業務用地として一時転用し、営農型太陽光発電施設を設置して、売電収入を得ることに加え、パネルの下部の農地でさつまいもの栽培を行うものであります。この案件については、営農型の案件となりますので、太陽光発電施設のパネルを設置するための支柱の部分を転用し、残りの部分を農地として利用するものであります。

農地区分は、農業振興地域の農用地区域の農地ですが、営農型太陽光発電施設設置による一時転用ですので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件が、要件を満たしていることを説明。なお、先ほどご審議いただいた農地法第3条の許可申請のとおり、認定農業者である後継者が耕作することになるので、期間は10年間となっている。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、22番 大場 裕之 委員から報告願います。

## 22番 大場 裕之 委員

議案第2号については、去る1月21日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の申請地については、すでにさつまいもが作付けされていると見られ、非常に美しく管理されている優良な畑となっております。そこに営農型太陽光発電施設を設置して、さつまいもをさらに栽培するという一方で、非常に営農意欲が高いものと確認いたしました。

許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

**議長**

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後1時59分)(17番 佐々木 耕太郎 委員、着席)

**議長**

会議を再開いたします。(午後2時00分)

日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番・2番の2案件について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、所有権移転売買の案件で、築館地区の田 1筆 2,300㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであります。

農地区分は、都市計画区域内で準工業地域に指定されておりますので、第3種農地に該当する旨の1案件、

番号2番は、所有権移転売買の案件で、瀬峰地区の田 2筆 533㎡を、住宅用地として転用し、建売住宅2棟及び駐車場7台分を建築造成するものであります。

農地区分は、鉄道の駅から300m以内に位置する区域内の農地ですので、第3種農地に該当する旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、及川 正一 推進委員から報告願います。

## 及川 正一 推進委員

推進委員の及川でございます。

議案第3号については、去る1月21日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件は、現地を確認しますと、国道4号沿いのみやぎ富美野の南方、南部屋敷所有の雑種地の東側に位置する農地で、道路より低い位置にあります。隣地にも太陽光発電施設が設置されており、申請地を購入し太陽光発電パネルを設置して売電収入を得るので、許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

番号2番の件は、JR瀬峰駅の西側に位置する農地で、周囲は住宅に囲まれ、転作田として管理されている農地で、申請地を購入して住宅2棟及び、駐車場を建築造成するもので、現地を確認しますと許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号3番は、所有権移転売買の案件で、志波姫地区の畑 1筆 313㎡を住宅用地として転用し、事業計画地を隣接する宅地と併せ、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、住宅に囲まれた生産性の低い小集団農地であるので、第2種農地で取扱う旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、12番 鈴木 和子 委員から報告願います。

## 12番 鈴木 和子 委員

議案第3号、農地法5条の規定による許可申請については、去る1月24日の月曜日に4名にて、金成庁舎304会議室で書類審査、その後現地確認を行いました。

番号3番の件は、事務局の説明のとおりで、畑と宅地を購入して、畑を転用し、宅地と併せて住宅及び駐車場を建設造成するもので、両側は住宅、北側は道路を挟み住宅、南側は昨年転用許可がおりて、住宅が建てられるということでございました。転用予定の農地と隣接する宅地を一体化して住宅を建てるということでありました。

許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号4番は、使用貸借権設定の案件で、栗駒地区の田 1筆 480㎡を業務用地として転用し、会社の業務用車両の駐車場及び資材置場を造成するものであります。

本案件の農地は、令和3年12月9日付けで、栗原市農業振興地域整備計画の農用地区域から除外されており、除外後の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地に該当しますが、既存敷地面積の2分の1以内での拡張となるので、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、山田 善太郎 推進委員から報告願います。

## 山田 善太郎 推進委員

議案第3号、農地法5条の許可申請については、去る1月24日の月曜日に4名にて、鶯沢総合支所で書類審査、その後現地確認を行いました。

番号4番の件は、事務局の説明のとおり、事業拡大のため、駐車場兼資材置場を設置したいということでした。既存施設の隣に整備したいということでした。農地区分は第1種ですが、例外規定で、既存施設の隣接で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであれば、許可するという特例があり、図面にもありますとおり敷地面積961㎡に対して、申請が480㎡でありますので、許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

また、農地の状況については、雪でよく見えませんが、昨年まで水稻を作付けし耕作していたことが確認されましたので、農地は良く管理しているものと思われま

す。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—



## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

## 議長

ここで、議案の訂正をお願いします。

まずは、44ページをご覧ください。

番号8番ですが、議案書印刷後に貸し渡し人の死亡が判明しましたので、削除し、欠番とさせていただきます。

また、53ページの番号33番ですが、議案をとりまとめ、議案協議終了後に、貸し渡し人の死亡が判明いたし、欠番とさせていただきますので、報告いたします。

日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定、及び同規定の準用による、議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第1区の番号2番・3番の2案件を審議いたします。

議席番号10番 曾根 金雄 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時17分) (10番 曾根 金雄 委員 退席)

## 議長

会議を再開します。(午後2時17分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号2番は、築館地区の田 3筆 7, 554㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号3番は、築館地区の田 7筆 2, 570㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、以上、2案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。  
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。  
議案第4号の、番号2番・3番の2案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農用地 利用 集積計画についての、番号2番・3番の2案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号10番 曾根 金雄 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時19分) (10番 曾根 金雄 委員、着席)

## 議長

会議を再開いたします。(午後2時19分)

次に、第1区の番号14番・15番及び、19番の3案件を審議いたします。

議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時20分) (17番 佐々木 耕太郎 委員 退席)

## 議長

会議を再開いたします。(午後2時20分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号14番は、高清水地区の田 1筆 4,790㎡、  
番号15番は、高清水地区の田 4筆 16,805㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号19番は、高清水地区の田 2筆 3,089㎡、及び畑 1筆 2,039㎡、  
合計 5,128㎡、新規の使用貸借権設定である旨の3案件、

以上、3案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号の、番号14番・15番及び、19番の3案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農用地 利用 集積計画についての、番号14番・15番及び、19番の3案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

## 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時21分)(佐々木 耕太郎 委員 着席)

## 議長

会議を再開いたします。(午後2時21分)

次に、第2区の番号41番の1案件及び、番号43番から47番までの5案件、合わせて6案件を審議いたします。

農地利用最適化推進委員の 佐々木 貞一郎 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時22分)(佐々木 貞一郎 推進委員 退席)

## 議長

会議を再開いたします。(午後2時22分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号41番は、若柳地区の田 9筆 5, 892㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号43番は、若柳地区の田 26筆 11, 403㎡、

番号44番は、若柳地区の田 4筆 3, 236㎡、

番号45番は、若柳地区の田 12筆 5, 714㎡、

番号46番は、若柳地区の田 9筆 5, 549㎡、

番号47番は、若柳地区の田 3筆 2, 186㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の5案件、以上、6案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号の、番号41番の1案件及び、番号43番から47番までの5案件、合わせて6案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号41番の1案件及び、番号43番から47番までの5案件、合わせて6案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

**議長**

農業委員会等に関する法律第31条の規定の準用による、委員の議事参与の制限を解き、佐々木 貞一郎 推進委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時24分) (佐々木 貞一郎 推進委員 着席)

**議長**

会議を再開いたします。(午後2時24分)

次に、第2区の番号61番の案件を審議いたします。

議席番号2番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時24分) (2番 佐藤 勝 委員 退席)

**議長**

会議を再開します。(午後2時25分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第2区の番号61番は、金成地区の田 25筆 21, 693㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。  
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。  
議案第4号の、番号61番の案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手  
願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号61番の案件  
は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

## 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席  
番号2番 佐藤 勝 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時26分) (2番 佐藤 勝 委員 着席)

## 議長

会議を再開いたします。(午後2時26分)

次に、第1区の番号1番の1案件、番号4番から7番までの4案件、番号9番から13  
番までの5案件、番号16番から18番までの3案件、及び、番号20番から32番まで  
の13案件、合わせて26案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 2筆 3, 809㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号4番は、築館地区の田 2筆 6, 001㎡、及び、一迫地区の田 13筆 15, 892㎡、畑 1筆 149㎡、合計 22, 042㎡、

番号5番は、築館地区の田 5筆 5, 208㎡、

番号6番は、築館地区の田 1筆 2, 070㎡、

番号7番は、築館地区の田 6筆 5, 820㎡、

番号9番は、築館地区の田 1筆 2, 000㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の5案件、

番号10番は、高清水地区の田 1筆 303㎡、

番号11番は、高清水地区の田 2筆 200㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、

番号12番は、高清水地区の田 3筆 3, 520㎡、

番号13番は、高清水地区の田 2筆 1, 523㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号16番は、高清水地区の田 1筆 3, 400㎡、

番号17番は、高清水地区の田 2筆 1, 082㎡、

番号18番は、高清水地区の田 5筆 11, 743㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号20番は、一迫地区の田 1筆 2, 630㎡、

番号21番は、一迫地区の田 1筆 1, 000㎡、

番号22番は、一迫地区の田 2筆 3, 737㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、

番号23番は、一迫地区の田 11筆 21, 488㎡、

番号24番は、一迫地区の田 2筆 3, 008㎡、

番号25番は、一迫地区の田 9筆 3, 600㎡、

番号26番は、一迫地区の田 5筆 8, 302㎡、

番号27番は、一迫地区の田 8筆 20, 716㎡、

番号28番は、一迫地区の田 10筆 18, 575㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号29番は、一迫地区の田 2筆 2, 668㎡、更新の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号30番は、瀬峰地区の田 3筆 8, 144㎡、

番号31番は、瀬峰地区の田 3筆 13, 532㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号32番は、瀬峰地区の田 1筆 4, 747㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、以上、26案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号34番から40番までの7案件、番号42番の1案件、番号48番から60番までの13案件及び、番号62番から101番までの40案件、合わせて61案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号34番は、若柳地区の田 9筆 20, 637㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号35番は、若柳地区の田 12筆 13, 232㎡、及び、畑 1筆 595㎡、  
合計 13, 827㎡、

番号36番は、若柳地区の田 6筆 5, 473㎡、

番号37番は、若柳地区の田 4筆 3, 473㎡、

番号38番は、若柳地区の田 15筆 13, 308㎡、

番号39番は、若柳地区の田 12筆 11, 312㎡、

番号40番は、若柳地区の田 6筆 8, 530㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号42番は、若柳地区の田 7筆 2, 974㎡、及び、金成地区の田 2筆  
1, 054㎡、合計 4, 028㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号48番は、若柳地区の田 3筆 4, 018㎡、及び、畑 1筆 582㎡、合計  
4, 600㎡、

番号49番は、若柳地区の田 19筆 16, 167㎡、及び、畑 1筆 1, 131  
㎡、合計 17, 298㎡、

番号50番は、若柳地区の田 1筆 89㎡、

番号51番は、若柳地区の田 19筆 20, 500㎡、

番号52番は、若柳地区の田 1筆 571㎡、

番号53番は、若柳地区の田 19筆 15, 487㎡、

番号54番は、若柳地区の田 6筆 5, 122㎡、

番号55番は、若柳地区の田 2筆 386㎡、

番号56番は、若柳地区の田 6筆 4, 807㎡、畑 1筆 493㎡、及び、志波  
姫地区の田 1筆 826㎡、合計 6, 126㎡、



番号57番は、若柳地区の田 2筆 785㎡、及び金成地区の田 1筆 4,000㎡、合計 4,785㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の10案件、

番号58番は、金成地区の田 1筆 247㎡、

番号59番は、金成地区の田 1筆 394㎡、

番号60番は、金成地区の田 1筆 254㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、

番号62番は、金成地区の田 1筆 8,000㎡、

番号63番は、金成地区の田 1筆 3,995㎡、

番号64番は、金成地区の田 1筆 3,150㎡、

番号65番は、金成地区の田 2筆 4,386㎡、

番号66番は、金成地区の田 1筆 1,650㎡、

番号67番は、金成地区の田 1筆 2,763㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号68番は、金成地区の田 1筆 2,606㎡、

番号69番は、金成地区の田 9筆 13,115.43㎡、

番号70番は、金成地区の田 39筆 26,714㎡、

番号71番は、金成地区の田 2筆 9,754㎡、

番号72番は、金成地区の田 5筆 5,180㎡、

番号73番は、金成地区の田 1筆 4,800㎡、

番号74番は、金成地区の田 1筆 10,016㎡、

番号75番は、金成地区の田 1筆 5,318㎡、

番号76番は、金成地区の田 1筆 4,000㎡、

番号77番は、金成地区の田 1筆 4,150㎡、

番号78番は、金成地区の田 1筆 12,819㎡、

番号79番は、金成地区の田 1筆 720㎡、

番号80番は、金成地区の田 1筆 12,862㎡、

番号81番は、金成地区の田 9筆 33,408㎡、及び畑 1筆 300㎡、合計 33,708㎡、

番号82番は、金成地区の田 1筆 5,000㎡、

番号83番は、金成地区の田 2筆 3,018㎡、

番号84番は、金成地区の田 1筆 3,835㎡、

番号85番は、金成地区の田 1筆 7,008㎡、

番号86番は、金成地区の田 3筆 19,390㎡、

番号87番は、金成地区の田 6筆 13,344㎡、

番号88番は、金成地区の田 2筆 11,132㎡、

番号89番は、金成地区の田 1筆 11,578㎡、

番号90番は、金成地区の田 28筆 37,785㎡、

番号91番は、金成地区の田 12筆 29,083㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の24案件、

番号92番は、志波姫地区の田 13筆 18,802㎡、

番号93番は、志波姫地区の田 2筆 1,605㎡、

番号94番は、志波姫地区の田 15筆 13,127㎡、

番号95番は、志波姫地区の田 1筆 924㎡、

番号96番は、志波姫地区の田 1筆 2,898㎡、

番号97番は、志波姫地区の田 3筆 2,886㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号98番は、志波姫地区の田 1筆 2,838㎡、

番号99番は、志波姫地区の田 5筆 7,313㎡、

番号100番は、志波姫地区の田 1筆 406㎡、

番号101番は、志波姫地区の田 4筆 5,074㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の4案件、

以上、61案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。

#### 議長

ここで、会議開始から1時間以上が経過しましたので、午後2時45分まで、休憩いたします。

休憩：午後2時31分から2時45分まで

#### 議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時45分)

次に、第3区の番号102番から120番までの19案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号102番は、栗駒地区の田 4筆 8, 109㎡、  
番号103番は、栗駒地区の田 5筆 7, 322㎡、  
番号104番は、栗駒地区の田 3筆 4, 335㎡、  
番号105番は、栗駒地区の田 19筆 26, 206㎡、いずれも、新規の賃貸借権  
設定である旨の4案件、  
番号106番は、栗駒地区の田 11筆 22, 918㎡、新規および更新の賃貸借権  
設定である旨の1案件、  
番号107番は、栗駒地区の田 4筆 9, 754㎡、  
番号108番は、栗駒地区の田 8筆 6, 660㎡、  
番号109番は、栗駒地区の田 7筆 10, 055㎡、  
番号110番は、栗駒地区の田 4筆 5, 534㎡、  
番号111番は、栗駒地区の田 8筆 12, 211㎡、及び畑 1筆 204㎡、  
合計 12, 415㎡、  
番号112番は、栗駒地区の田 1筆 1, 089㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定  
である旨の6案件、  
番号113番は、鶯沢地区の田 1筆 644㎡、  
番号114番は、鶯沢地区の田 2筆 1, 897㎡、いずれも、所有権移転売買であ  
る旨の2案件、  
番号115番は、鶯沢地区の田 13筆 7, 904㎡、新規の賃貸借権設定である旨  
の1案件、  
番号116番は、鶯沢地区の田 2筆 3, 030㎡、  
番号117番は、鶯沢地区の田 7筆 3, 713㎡、  
番号118番は、鶯沢地区の田 1筆 1, 049㎡、  
番号119番は、花山地区の田 19筆 14, 522㎡、  
番号120番は、花山地区の田 4筆 2, 112㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定  
である旨の5案件、  
以上、19案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号の番号1番の1案件、番号4番から7番までの4案件、番号9番から13番までの5案件、番号16番から18番までの3案件、番号20番から32番までの13案件、番号34番から40番までの7案件、番号42番の1案件、番号48番から60番までの13案件、及び、番号62番から120番までの59案件、合わせて、106案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

### 議長

挙手多数であります。

よって、程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番の1案件、番号4番から7番までの4案件、番号9番から13番までの5案件、番号16番から18番までの3案件、番号20番から32番までの13案件、番号34番から40番までの7案件、番号42番の1案件、番号48番から60番までの13案件、及び、番号62番から120番までの59案件、合わせて、106案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

### 議長

日程第10、議案第5号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

第2区の番号1から6番までの6案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

配分計画の利用権を設定する者は、すべて宮城県農地中間管理機構となります。

第1区の番号1番は、若柳地区の田 2筆 3, 322 m<sup>2</sup>、

番号2番は、若柳地区の田 8筆 5, 468 m<sup>2</sup>、

番号3番は、若柳地区の田 6筆 10, 955 m<sup>2</sup>、

番号4番は、若柳地区の田 9筆 31, 783 m<sup>2</sup>、

番号5番は、若柳地区の田 4筆 10, 952 m<sup>2</sup>、

番号6番は、若柳地区の田 1筆 771 m<sup>2</sup>、いずれも、農地中管理事業による新規の賃貸借権設定で、再配分である旨の6案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—議長

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

## 議長

日程第11、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の田 1筆 83㎡、願出地は、昭和47年頃から先代の時代より、隣接地の住宅の一部として利用され現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更のため願出があり、非農地証明書交付後に所有権移転の登記を行う予定である旨の1案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、曾根 茂 推進委員から報告願います。

## 曾根 茂 推進委員

議案第6号、非農地証明願については、去る1月21日の金曜日に4名にて、書類審査その後、現地確認を行いました。

番号1番の案件の詳細については、事務局が説明したとおりですが、参考資料の航空写真を見ていただければわかると思いますが、すでに隣の住宅敷地内の一部として使用されており、コンクリートの塀で囲まれ、住宅の一部として利用されていることから、農地への復元は非常に困難であると確認してまいりました。

許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。  
ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号2番・3番の2案件を審議いたします。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号2番は、鶯沢地区の田 1筆 13, 112㎡、願出地は、平成10年頃から労力不足により耕作できなくなり原野化し、現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号3番は、花山地区の畑 1筆 867㎡、願出地は、昭和54年頃に先代が住宅を建築したころから宅地敷地として利用し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、6番 菅原 勝宏 委員から報告願います。

## 6番 菅原 勝宏 委員

議案第6号、非農地証明願については、去る1月24日の月曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号2番については、地目は田となっておりますが、現況は参考資料の航空写真で見たとおり原野です。労働力不足により耕作できなくなり、荒廃し現在に至り農地へ復旧することが困難であるため願出たものです。

番号3番については、地目は畑となっておりますが、現況は宅地、先代が住宅を建築したころから宅地敷きとして利用され現在に至っております。農地へ復旧することが困難であるため願出たものです。

いずれも、許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から3番までの3案件は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

**議長**

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和4年 第1回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

**議長（会長）**

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 2時 59分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員